

平成24年第2回定例会
予算決算常任委員会防災県土整備企業分科会
提出資料

○ 議案補充説明

I 平成24年度9月補正予算について..... 1

- ・議案第2号「平成24年度三重県電気事業会計補正予算（第1号）」

II 平成23年度三重県工業用水道事業会計

未処分利益剰余金の処分について..... 2

- ・議案第15号「平成23年度三重県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」

平成24年10月3日

企業庁

Ⅰ 平成24年度9月補正予算について

今回の補正予算は、本年5月1日に被災した宮川ダムゲートの早期復旧を図るため、復旧工事等に係る利水者負担金について補正を行うものであり、電気事業会計の収益的支出及び資本的支出の補正予算の総額は、2億5,480万円の増額となっております。

電気事業会計【議案第2号関係】

(単位：千円、税込み)

		補正前の額	補正額	補正後の予算額	補正項目	
収益的 収支	収入	3,764,192	-	3,764,192		
	支出	3,860,267	191,100	4,051,367	大杉貯水池費	191,100
	収益的収支差	△ 96,075	△ 191,100	△ 287,175		
	純利益 (税抜き)	△ 91,127 うち水力 39,128 うちRDF△130,255	△ 182,000 うち水力△182,000 うちRDF -	△ 273,127 うち水力 △142,872 うちRDF △130,255		
資本的 収支	収入	25,265	-	25,265		
	支出	1,298,842	63,700	1,362,542	大杉貯水池改良費	63,700
	資本的収支差	△ 1,273,577	△ 63,700	△ 1,337,277		

【収益的収支】

(支出)

大杉貯水池費の増により、1億9,110万円を増額します。

○共有設備分担額（宮川ダムゲート復旧工事負担金）

191,100千円

(純損失)

純損失については、収益的支出の補正により、既決予算の9,112万7千円から1億8,200万円増加し、2億7,312万7千円となる見込みです。

【資本的収支】

(支出)

大杉貯水池改良費の増により、6,370万円を増額します。

○構築物（宮川ダムゲート改良工事負担金）

63,700千円

【参考】復旧工事等に係る費用負担の内訳

(単位：千円)

場 所	被害の概要	24年度 工事費	費用負担の内訳					
			利水 (63.7%)			治水 (36.3%)		
			災害復旧費	改良費	計	災害復旧費	改良費	計
宮川ダム	クレストゲート及び開閉装置の損傷	400,000	191,100	63,700	254,800	108,900	36,300	145,200

II 平成23年度三重県工業用水道事業会計 未処分利益剰余金の処分について

【議案第15号関係】

三重県工業用水道事業会計における未処分利益剰余金を処分するにあたり、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき議決を得ようとするものです。

1 未処分利益剰余金の処分内容

減債積立金

2 未処分利益剰余金の処分量

760,000,000円

当年度純利益	765,406,961円	
前年度繰越利益剰余金	603,774円	
未処分利益剰余金	766,010,735円	
議会の議決による処分量	△760,000,000円	減債積立金
繰越利益剰余金	6,010,735円	

【参 考】

地方公営企業法の一部改正の概要(利益の処分関係)

1 施行日 平成24年4月1日

2 改正内容

(1)法定積立金(減債積立金、利益積立金)の積立義務を廃止。

(2)条例の定めるところにより、又は議会の議決を経て、利益を処分できることとする。

地方公営企業法第32条 (改正後)

地方公営企業は、毎事業年度利益を生じた場合において前事業年度から繰り越した欠損金があるときは、その利益をもつてその欠損金をうめなければならない。

2 毎事業年度生じた利益の処分は、前項の規定による場合を除くほか、条例の定めるところにより、又は議会の議決を経て、行わなければならない。

3～4 (略)